税の納付が便利に

納付はお近くの金融機関へ

税の納付は、役場へお越しにならなくても、お近くの金融機関（銀行など）で納付できますからご利用してください。

みなさんのお手数を少なくした納税の方法ですから今後の納税は、なるべく最寄りの指定の金融機関をご利用ください。

また、町の指定した金融機関で納付されるときは、納付書を必ず持参してください。

取扱金融機関の本店、支店、出張所にて無料で取り扱っています。

なお、役場でも納付できます。

▼取り扱う税などの種類は

町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険料・保育料・使用料・手数料

▼取り扱う金融機関は

京都銀行・三和銀行・西京銀信用金庫・向日町農業協同組合・住友銀行・滋賀銀行・神戸銀行・第一銀行・三菱銀行・大和銀行・東海銀行・富士銀行・三井銀行・協和銀行

口座振替の利用を

町へ納入する税、使用料などをあなたの預金口座から振替納付できる口座振替制度があります。これは、受信料、電話料金などの自動的に振替えられる制度と同じものです。

この制度を利用されますと、あなたの指定の金融機関が、決まった期日に、決まった金額を振替納付し、あなたの手数を省き、不在がちの方にはとくに便利な納付方法ですから、せいぜいご利用ください。

現在の口座振替の利用状況は、税関係では千四百件、水道料金では十二百件、し尿くみとり手数料では十件利用されています。

取り扱うものは、町税、国民健康保険料、し尿くみとり手数料、水道料、保育料、町営住宅使用料その他の町への納入金です。

また、申込みは、取扱金融機関の備え付けの用紙（契約書）に記入します。その際、記入するのに税の納入通知書、水道料などは領収書を持参されると便利です。

▼取扱金融機関

京都銀行（全店）、西京銀信用金庫（全店）、向日町農業協同組合（支所を含む）、三和銀行大宮支店（町税のみ）

福祉年金の所得状況届を出しましょう

七十歳以上のお年寄り、重度の心身障害の方、夫と死別した母子世帯の方などで、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方は、毎年六月に「所得状況届」を、役場に提出することになっています。ことしも、その時期がやってきました。

この所得状況届は、福祉年金や各扶養手当を受けている本人、そのつれあい、扶養義務者の方の昨年中の所得の収入状況を届け出るものです。この届けによって、ことしの五月から翌年の四月までの一年間に受けられる福祉年金や各扶養手当が引き続いて受けられるかどうかを決める大切な届けです。これを忘れると、ことしの年金や各手当が受けられませんから注意してください。

また、これまで制限以上の所得があったため、支給を止められていた方でも、基礎所得額が毎年改正され、ことしは受けられるかもしれませんので、届けを提出してください。

▼届け先　民生課年金係

▼期　日　六月二十日まで

▼持参するもの　国民年金証書各手当証書、印鑑

なお、わからない点がありましたら、民生課年金係までどうぞ。

お知らせ

配給制度の改正

米穀の配給制度が四月一日から一部改正され、実施しています。

改正点

①消費者と小売り販売業者との間の結び付き登録の廃止。

向日町内の消費者（住民）は、向日町内のどの小売り販売業者からでも、購入通帳により米穀の配給を受けることができます。

②配給基準量の引き上げ。

家庭配給の配給基準量は、これまで一人一月当たり十キログラムでしたが、これを一人一月当たり五キログラム引き上げ、十五キログラムとなりました。

③②に伴うもの。

家庭配給の基準量引き上げに伴い、これまで家族で受配していた各種加配（妊婦・在宅結核患者・長期入院患者・児童福祉施設・被収容者・厚生保護会被収容者・個人労務者などに対する加配）外食券特別購入切符、労務者加配用米穀類購入通帳が廃止されました。

以上のとおり、三点が改正されました。なお、住所の変更（転入・転出・町内異動）出生・死亡には、今までどおり、米穀類購入通帳が必要ですから、必ず持参してください。

詳しくは住民課まで。

戦没者遺族に特別弔慰金

特別弔慰金の請求期限がことしの六月三十日までです。また請求手続きをされていない方は、至急手続きしてください。

特別弔慰金は、戦争により昭和十六年十二月八日以後に死亡された戦没者遺族の方に三万円の国債が支給されるものです。すでに、弔慰金を受け、しかも昭和四十年四月一日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける者がいない人などに支給されています。

請求できる遺族は、①本人が弔慰金を受けている。②本人を含めて公務扶助料や遺族年金などを受ける遺族がいない。ただし、兄弟などは、戦没者死亡当時生計をともにし、その後姓名がみえていない人に限ります。③日本国籍を有し、離縁により親族関係が終了していない人です。

これに該当すると思われる遺族の方は民生課で手続きしてください。

保育所の定員を二十人増

保育所入所希望者が定員をオーバーし、やむを得ず入所を保留しました乳幼児の対策として議会の承認を得て急拠第二保育所内に保育室一棟の増築をしております。

このほど工事も終り七月一日から保育を開始することになりますが、これでも希望者全員を収容することはできません。

ご承知のとおり保育所は、幼稚園と違いかなりきびしい措置の基準が定められておりますので、本年のように希望者が定員をオーバしますと措置基準に適合してもその程度の高い順に入所を決定しなければなりません。このような選考調査の都合で入所決定が遅くなりいろいろご迷惑をおかけしましたが、来年度は、第三保育所を開設し、入所保留者の無いようにするとともに、入所決定の時期も何とか混乱の無いように進めたいと思っています。（民生課）

受胎調節相談

保健衛生課では、四月から新しく受胎調節相談日を毎月一回開設しています。

六、七月の相談日は次のとおり

▼場所

向日町公民館和室（役場より南へ約二十メートル）

▼日時

六月四日（水）午後一時～四時

七月二日（水）　〃

本紙は本年度予算の概要を掲載しています。各課の事業をみなさんの身近かで順次実施します。

このほど、広報担当が岡崎から上田へバトンタッチ、これを機会に専任の係にした。後任の上田はことし大学を卒業した若者です。今後の活動を期待している。よろしくお願いします。（正）